

電気柵配布希望調査のお知らせ

近年イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加し、市内でも多くの農産物被害が発生しております。そのため、佐倉市では国の補助金を活用して電気柵を配布し、市内の農地への電気柵の整備を計画しております。まず事業初年度には、現在、特に農作物被害が深刻である佐倉地区の一部地区で電気柵の配布を検討しております。ご希望がございましたら、調査にご協力ください。

○調査要件

- 1, 対象地区の農地の所有者または耕作者で、かつ、3戸以上で回答すること。

《対象地区》

大佐倉、大佐倉干拓、飯田、飯田干拓、岩名、萩山新田、萩山新田干拓、土浮、土浮干拓、飯野、飯野干拓、飯野町、下根、下根町、山崎、鹿島干拓
※3戸以上まとめて回答をしてください。

（3戸以上集められない場合には、佐倉市農政課にご相談いただければ、対応できる場合があります。）

※対象地区の農地を所有、または耕作している方であれば、対象地区外にお住まいの方も回答可能です。

- 2, 電気柵設置について自力施工が行えること。

※配布時には、電気柵の設置の仕方に関する講習を行う予定です。

※自身で設置ができない場合に、事業者を設置を発注するのは構いませんが、その際の費用は自己負担になります。

※設置後に国・県による検査が入る場合があります。

- 3, 定期的に草刈りの実施等、適正な維持管理ができること。

※電気柵の耐用年数（8年）の間は設置及び維持管理をしていただきます。

※適正な管理ができているか、定期的に見回りを行う場合があります。

○配布について

- ・ 配布する電気柵は、3 段でソーラー電源のものを予定しております。
- ・ 配布会を複数回開催して電気柵を配布しますので、いずれかの日程に必ず参加してください。
- ・ 配布会は令和 7 年 8 月以降を検討しております。配布後は速やかに設置を行ってください。
- ・ 配布時に、電気柵の設置の仕方に関する講習を行う予定です。

○注意事項

- ・ 設置できるのは対象地区内の農地のみです。
- ・ 予算の都合上、全員に電気柵を配布出来ない場合があります。
- ・ 今回の調査にご協力いただいた方に、後日、申込のご案内をさせていただきます。
※今回の調査に回答しなかった場合でも、申込をすることは可能ですが、予算の都合で全員に配れない場合には今回の調査に回答した方を優先させていただきます。

○回答方法

提出書類：①電気柵配布希望調査票

②設置図

提 出 先：佐倉市農政課（メール、郵送、窓口へ持ち込み）

※窓口の受付時間は 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分（1 2 時～ 1 3 時はお昼休み時間ですのでお控えいただけますと幸いです。）また土日祝は受け付けておりませんので、窓口へ持ち込む際はお気をつけ下さい。

回答締切：令和 7 年 1 月 6 日（月）

○提出書類の様式は佐倉市農政課で配布している他、佐倉市ホームページからダウンロードもできます。

【問い合わせ】

佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会事務局（佐倉市農政課）

担当者：八角、井堀、渡辺

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

TEL：043-484-6141

メール：nosei@city.sakura.lg.jp